平成２８年（再イ）第２４７号
札幌市北区北16条西６丁目８番地１　北海道大学病院看護師宿舎204号
再生債務者　森山　　愛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第４７号
千葉県成田市並木町205番地２
再生債務者　瀧澤　洋子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月７日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（再イ）第１２号
長野県上伊那郡宮田村6720番地１
再生債務者　小田　　卓
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月８日　長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（再イ）第５６号
広島市佐伯区海老園３丁目19番１―108号
再生債務者　大脊戸良彰
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月８日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１２号
山口県下関市綾羅木本町９丁目６番２号　エトワール徳田Ａ　103号
再生債務者　和田さやか
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月８日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２８年（再イ）第２９号
鹿児島市犬迫町3177番地の４
再生債務者　川越　恵美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月８日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第53号
平成29年３月６日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成29年３月22日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
１．承認番号　第Ｄ172号
２．名称　新光電子株式会社
３．住所　東京都文京区湯島３－９－11
４．特定計量器の種類　非自動はかり

１．承認番号　第Ｑ174号
２．名称　株式会社パラマ・テック
３．住所　福岡県福岡市東区多の津１丁目７番５号
４．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

解散命令公告

茨城県公告
下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。
平成29年３月22日
茨城県知事　橋本　　昌

記

命令の要旨
中小企業等協同組合法第106条第２項の規定により解散を命ずる。
名称及び主たる事務所の所在地
茨城営繕協同組合
茨城県水戸市元吉田町1508番地の２
扇将事業協同組合
茨城県久慈郡大子町大字頃藤4143番地４
茨城県南建機リース協同組合
茨城県土浦市港町一丁目７番１号
企業組合元気サポート
茨城県土浦市上坂田719番地１
協同組合下館開発センター
茨城県筑西市丙123番地
常総経済協同組合
茨城県常総市水海道森下町3806番地６
県西中小企業相互交流協同組合
茨城県下妻市江1722番地
教示
１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30から70歳代の推定男性
上記の者は、平成28年10月13日に和歌山市加太2673番地１友ヶ島案内センター南東約500メートル先山中において発見されました。
遺体は火葬に付し遺骨は保管していますので、お心当たりの方は、和歌山市福祉事務所生活保護課まで申し出てください。
平成29年３月22日
和歌山県　　和歌山市長　尾花　正啓

特定空家等の除却命令の公告

下記特定空家等の所有者に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第３項の規定に基づき措置をとることを命じる。
平成29年３月22日　周南市長　木村健一郎
１　対象となる特定空家等
所在地　周南市大字夜市3385番５
用途　　住宅
２　措置の内容
本件特定空家等について、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるので、全部を除却し、撤去すること。
３　命ずるに至った事由
市は、本件特定空家等の所有者に対し、法第14条第１項の規定に基づき、平成28年７月26日付け周生第321号、及び同年９月15日付け周生第385号により、本件特定空家等の全部を除却し、撤去することを内容とする措置（以下「本件措置」という。）を助言・指導したが改善されなかった。そのため、市は、法第14条第２項の規定に基づき、平成28年10月18日付け周生第434号により本件措置をとるよう勧告を行ったが、本件措置は取られなかった。
上記のとおり、市は、本件特定空家等所有者に対し法に基づく助言・指導及び勧告を行ってきたが、改善が認められず、また、本件措置も取られなかったため、法第14条第３項の規定に基づき、平成29年２月27日付け周生第616号により、本件措置を命じたものである。
４　措置の期限　平成29年５月16日